豆腐・納豆の原料大豆原産地に関するガイドライン(概要)

消費者の商品選択に資するため、平成18年6月、「豆腐・納豆の原料大豆原産地」に関するガイドラインを制定。

豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドラインの概要

1. ガイドラインの位置付け

〇消費者の商品選択に資するため、豆腐・納豆の製造業者等が自主的に原 産地の表示を行うための指針

2. 対象品目

豆腐:容器に入れ又は包装された「もめん豆腐」「きぬごし豆腐」「充填豆腐」 納豆:容器に入れ又は包装された納豆

3. 原産地表示を行う原材料

大豆

4. 原産地の名称

- 〇国産大豆使用の場合は「国産」又は「日本」と、外国産大豆使用の場合は 「原産国名」を記載
- ○国産大豆は、都道府県名及び一般に知られている地名等の記載も可能
- 5. 複数の国の原材料を使用している場合の表示
- ○重量割合の多い順に原産国を表示
- 〇このほか、3か国以上の原材料を使用している場合、重量割合で3か国目 以降を「その他」として表示が可能、等

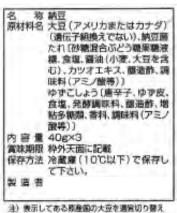
6. その他表示方法

- ○重量割合の多い順が頻繁に変動する場合又は原産国の異なる大豆を頻繁に切り替えて使用する場合は、その大豆が同一農業地域(アメリカ、カナダの北米地域等)内で生産される場合に限定して、「アメリカまたはカナダ」等の記載が可能。
- ○商品パッケージに国産大豆、○○県産大豆及び契約栽培大豆を使用している旨を強調する場合は、その原材料のみを使用している場合に限ることとし、かつ「100%」の表示をその表示の近接した簡所等に記載。

豆腐の表示



納豆の表示



注)表示してある原産国の大豆を選覧切り替え て使用しております。評価は弊社お書様刊談室



使用上の注意:振酵食品ですのでお早 の(質味期間内)にお召し上かり下さい。 品質管理には万全を開しておりますが、 お気付きの点がございましたら、弊社お 返検相談意大でご連絡下さい。

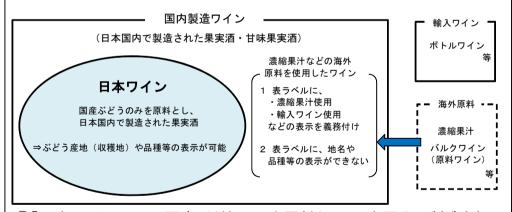
果実酒等の製法品質表示基準(概要)(平成27年10月30日国税庁告示第18号)

表示基準の概要

(1)表示基準制定の目的

従来から、一般的に「国産ワイン」と呼ばれていたものには、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」のほか、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたものも混在し、「日本ワイン」とそれ以外のワインの違いがラベル表示だけでは分かりにくいという問題が存在。そのため、消費者の方が適切に商品選択を行えるよう、表示を分かりやすくすることなどを目的として、表示基準を制定。

(2)日本ワイン・国内製造ワイン・輸入ワインの区分



①「日本ワイン」 :国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造され

た果実酒。

②「国内製造ワイン」:日本ワインを含む、日本国内で製造された果実酒

及び甘味果実酒。

③「輸入ワイン」 :海外から輸入された果実酒及び甘味果実酒。

平成30年10月30日から適用。

<日本ワインの一括表示事項、表示例>

○ 日本ワインの一括表示欄には「日本ワイン」と表示されるほか、 原材料名及びその原産地名が表示されます

日本ワイン

品目 果実酒 原材料名 ぶどう(日本産)※

/酸化防止剤 (亜硫酸塩)

製造者 国税株式会社

東京都千代田区霞が関3-1-1

内容量 720ml

アルコール分 12%

※「日本産」に代えて地域名(「東京都産」等)を表示することもできます。

<日本ワイン以外の国内製造ワインの一括表示事項·表示例>

○ 国内製造ワインの一括表示欄には、原材料名及びその原産地名が表示されます。

品目 果実酒

原材料名 輸入ワイン(外国産)、

濃縮環元ぶどう果汁(外国産)、

<u>ぶどう(日本産)</u>※1、※2

/酸化防止剤 (亜硫酸塩)

製造者 国税株式会社

東京都千代田区霞が関3-1-1

内容量 720ml

アルコール分 12%

- ※1 原材料として使用した果実(ぶどう)、濃縮果汁(濃縮還元ぶどう 果汁)、輸入ワインが使用量の多い順に表示されます。
- ※2 「日本産」に代えて地域名(「東京都産」等)、「外国産」に代えて 原産国名を表示することもできます。

<輸入ワインの一括表示事項・表示例>

- 輸入ワインの一括表示欄には原産国名が表示されます。
- (注) 輸入ワインの表ラベルに関する表示事項の規定はありません。

品目 果実酒

輸入者 国税株式会社

所在地・引取先 東京都千代田区霞が関3-1-1

内容量 750ml

アルコール分 12%

原産国名 〇〇